

府中市地域公共交通協議会の部会の設置

府中市附属機関の設置等に関する条例第7条及び府中市地域公共交通協議会規則第5条の規定に基づき、次のとおり部会を設置します。

1 部会の名称

府中市地域公共交通計画策定検討部会

2 所掌事項

府中市地域公共交通協議会への諮問事項である「府中市地域公共交通計画の策定」について専門的な見地から調査審議し、その結果を府中市地域公共交通協議会に報告する。

3 部会の委員

部会に属する委員は、協議会の会長が指名する。

(資料4-2「府中市地域公共交通協議会部会の部会委員(案)」参照)

4 部会長

部会に属する委員のうちから協議会の会長が指名する。

(資料4-2「府中市地域公共交通協議会部会の部会委員(案)」参照)

5 設置期間

令和3年4月1日から所掌事項の調査審議が終了する日まで